## これまでの市民参画条例(仮称)策定審議会における項目整理

## 1.市民参画条例(仮称)に対して

- ・ 他市のものまねではだめだ
- ・ 参加や参画、NPO やボランティアといった用語の整理が必要である

#### (1)条例の名称

- ・ 条例の名称は「下関市活性化条例」という名称の方がよいのではないか
- ・ 条例の名称に「下関市」や「まちづくり」が入った方がよい

# (2)前文について

- ・ 他市の前文から市民活動団体と一緒にやっていこうというのが目標の一つである と感じられる
- · NPO 等が何を望んでいるかよく把握して前文を考えていけばよいのではないか

### (3)条文について

- ・ 「なければならない」というような言葉を条文に入れて欲しくない
- ・ 横須賀市の前文が読みやすい、下関市も同様に読みやすく親しみやすいものがよい
- ・ 一般の人でも分りやすい、参画しやすくなるような条文にして欲しい

# 2.2つの柱について

市民参画条例(仮称)策定審議会のこれまでの審議の中でいえる事は、審議会の委員が考えている市民参画には、おおきくわけて次の二つに大別できるのではないか。

- A 市政の中(施策の決定等)にどれだけ市民が参画できるか
- B まちづくりという大きな視点から見ると、市民活動もまちづくりをしており、そういった市民活動をどう育てていくか、どのように市民の参加を促進するか

## A 市政の中(施策の決定等)にどれだけ市民が参画できるか

<問題認識、政策立案・実行・評価>

- ・ 市民活動への支援の例は多く出たが、市政との係わり合いということに関しては 意見がまだ少ないと思われます。
- ・ 根本的に政策の形成・実施・評価に市民が参画していくということを条例の中にしっかり入れていくべきである(再掲)
- ・ 行政がまちづくりをするのではなく、まちづくりの中に行政がある
- 一人一人がそれぞれ身近なところで参画していけるようにならないといけない (再掲)
- ・ 学生や高齢者をどう取り込むか(京都市が配慮をしている)

- ・ 行政との関わりについては、市長への手紙や議会の議事録の閲覧も手法の一つで あるが、市長への手紙は返事が遅く、閲覧は閲覧しにくい
- ・ 行政に反映させるための共通のルールが法的に必要と考える

# <情報の公開・提供・提案・交換(共有)>

- ・ 参画ということは情報と大きく関連する
- ・ 広報広聴課で提案型広報を考えていることはたいへんすばらしいことである
- ・ 提案型広報が具体化すれば参画の9割は終わりではないか
- ・ 提案型広報は審議会や協議会を超えた市民参画の方法だとも考えられる
- ・ 行政から情報を提供するだけでなく、市民からも情報を提供してもらえるように すべき
- ・ ワークショップもコンセンサス会議も基本は情報であり、双方向の情報交換(共有)が重要である
- ・ 具体的に参画条例に提案型広報をどのように盛りこむかは難しい
- ・ 双方向の情報交換(共有)を行なえる場を条例で保障できるのだろうか
- ・ 具体的にはどのように市政に参画していくか
- ・ 市民活動と広報広聴は区別した方がよいのではないか
- ・ 提案型広報があるのであれば、条例の中ではそれを後退させるわけにはいかない
- ・ 市の硬直した部分や遅れている部分を、市民が指摘でき、それが市の改革になる ような仕組みが必要
- ・ 民間からのよい提案を市が実行してもらえるような方法が必要である
- ・ なにかやろうとすると行政が壁になっている部分があり、それを取り除く形がよい

## <審議会等について>

- ・ 今まで意見を聞くといっても、特定の市民に限られていたのではないか。
- ・ すでに決定していることに対して参画するケースが多いのではないのか。出発点からも参画できるケースがあるのか。これらは、市と市民との役割を明確にしていくことが大事ではないのだろうか。市民が行政と関わる上で、指針となるものがよい。(再出)

## < 実効性の確保について >

- ・ 行政が位置づけられない所にも市民にとって必要なものが存在しており、そういった市民の意見を吸い上げる場やプロセスが必要
- ・ 行政ができないことを単に埋めるといったような、行政に取り込まれるような考えではなく、対等な立場で協力してやっていけるような理念をもってやっていく ことが必要。
- ・ 市民の声がダイレクトに市政に反映することはよいことではあるが、これがエゴ の抽出であってはならない。市民の責任と義務が盛り込まれなければならない。

そのためには中間支援組織作りが必要ではないか。それらを整備できるような条例がよいのではないか

## B 市民活動をどう育てていくか、どのように市民の参加を促進するか

<市と市民活動団体(市民)との関係>

- ・ 市民活動団体は市全体における財産であると考えられ、それをどのように市全体 として生かせるかということではないだろうか
- ・ 市民活動団体は行政の代替ではなく補完である
- ・ 行政がバックアップするという姿勢を明確にするということが必要
- ・ 市民と行政との関係を考える上では、実際に活動をしている団体を条例によって どう行政と関わらせるかが問題である
- ・ 市民団体の活動を行政が保証する(活動に法的な根拠を与える)
- ・ 行政と市民団体との協力体制の強化
- ・ 市民活動へのバックアップを盛り込んでいければよいと思う
- ・ 行政と市民の役割をはっきりさせた方がよい(再出)
- ・ 箱物を作るだけがまちづくりではなく、市民活動もまちづくりである

#### <定義について>

- ・ 市民活動団体は我々の団体では公益団体と定義している
- ・ 宗教や政治活動の団体を排除していない市もある
- ・ 公益という観点だけでは漠然としており、NPO 法に定めている類型が原型になる のではないか
- ・ 町内会や自治会も市民活動団体に含めるべきである
- ・ 行政(市政)とは直接関係無く、位置付けが難しい団体もある

## 対象

- ・ 直接個人を参加させるよりもその間をとりもつ団体に対する条例であって欲しい
- ・ 行政(市政)とは直接関係無い動きも含めて活性化できる条例がよい
- ・ がんばっている市民を応援できる条例がよい
- 宗教がからんでいるかどうかはどのように考えるべきか
- ・ 企業で働く人々も市民活動に参加できるような支援も考えていったらどうか
- ・ 活性化を盛り込んでいくのがよい
- ・ 現在の NPO は事業主体の形態であり、必ずしも市民活動の延長にあるものではない。従って、市民参画条例を考えるにあたっては、NPO だけを考えるのではなく、もっと広く考えていろいろな市民が参画できるかどうかという点を考えるべきである

## <助成>

・ NPO の調査に行ったが行政へ期待することは1.資金、2.場所、3.横のつな

がり、4. 広報であった

- ・ 確かに援助ということも大切であるが、もっと視野を広げて欲しい。
- ・ 助成のあり方や決定・審査などはしっかり検討しなければならない(第3者機関 にも関係)
- ・ 市民活動促進のためには助成制度が必要であり盛り込むべきである補助金
- ・ 助成がないと、資金が苦しい。バザーなどを行なうことを通して資金を集めることは大変であり、活動が広がらない。助成をどのような形で盛り込んでいただけるかと思っている
- ・ お金はないかもしれないが、できるだけ自己財源でやるべきである
- ・ 行政からのお金は税金であり、助成を盛り込むことに対しては慎重になるべきだ
- ・ 直接金銭ではなく、外国のように税金の優遇措置を行なうことで助成を行なう方がよい
- ・ 直接的な金銭(助成金)はいらない
- ・ 地方自治法上助成はできるようになっている。助成ありきで話をすすめるとよく ないのではないか。市民活動課だけでは決められないのではないか

#### 場所

- · NPO 等が使いやすい場所をなんとかして欲しい
- ・ 情報センターみたいなものがあればよいと思われ、参画条例がつくられることに より、それが促されればよいと思う
- ・ NPO が参加料をとるイベントをする場合、公民館等の使用に制限がある場合がある。 NPO 支援の観点からは見直しが必要と考える。

#### ネットワーク(横のつながり)

- ・ いろいろな市民活動団体があるが、市民活動団体の目的は、大きな目でみると同 じではないかとおもわれ、それらをうまく連携させたい
- ・ 団体間の連携の強化が必要

#### 広報

- ・ 市内でいろんな人がいろんなことをやっているのであろうが知られていない
- ・ 種々の団体の紹介を独自で行なっており、団体の周知のためにこのようなことを 行なったらどうであろうか

#### <実効性の確保について>

- ・ 助成のあり方や決定・審査などはしっかり検討しなければならない(第3者機関 にも関係)(再出)
- ・ 助成に関しては、市政に直接関わりが無くとも公共性がある事業を行なっている 団体もあることから、第3者機関を設置し、助成の決定を行なうことが必要
- ・ 助成を決めるためのプロセスとして第三者機関に委ねるということも考えられる